

公共建築設計業務等委託料算定基準

令和3年10月

大阪市都市整備局

1. 目的

この基準は、都市整備局発注の設計業務、設計意図伝達業務及び工事監理業務を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成 31 年国土交通省告示第 98 号、以下「告示」という。）、「官庁施設の設計業務等積算基準」、「官庁施設の設計業務等積算要領」（以下「積算要領」という。）及び「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）」（以下「通知」という。）に基づき、必要な事項を定め、設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

2. 基本事項

この基準は、設計業務等委託料の算定方法等を示すものであり、定めのない事項は告示及び積算要領等による。

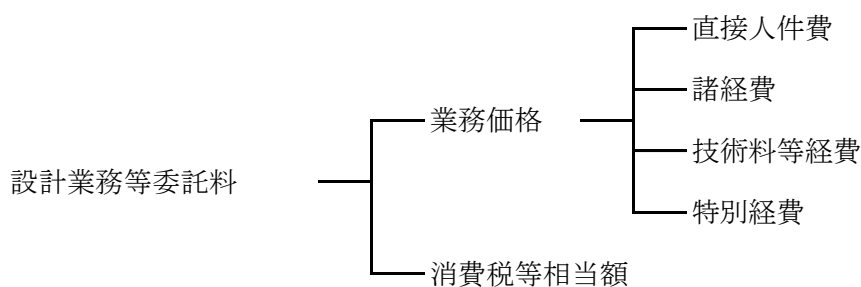
3. 適用

この基準は、建築又は建築設備における設計業務等委託料の算定に適用する。

4. 設計業務等委託料

4. 1 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



4. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の 1 時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録料、その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

4. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{(設計業務等委託料)} &= \text{(直接人件費)} + \text{(諸経費)} \\ &+ \text{(技術料等経費)} + \text{(特別経費)} \\ &+ \text{(消費税等相当額)} \\ &= \text{(業務価格)} + \text{(消費税等相当額)} \end{aligned}$$

4. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務（以下「委託業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

ただし、直接人件費単価は国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」の基準日額を用い（表－１）による。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価})\}$$

（表－１） 直接人件費単価 単位：（円／時間）

床面積に基づく算定方法	技師C／8時間
図面目録に基づく算定方法	
積上げによる算定方法	技師A，技師C，技術員／8時間

（２） 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

諸経費率は、1. 1 とする。

（３） 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{(\text{直接人件費}) + (\text{諸経費})\} \\ \times (\text{技術料等経費率})$$

技術料等経費率は、0. 1 5 とする。

（４） 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

（５） 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

5. 業務人・時間数の算定

5. 1 用語の定義

用語の定義は次のとおりとする。

- 業務人・時間数 : 業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量
- 一般業務 : 告示別添一による標準業務
- 追加業務 : 積算要領及び通知に例示される一般業務以外の業務
- 床面積 : 建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積であるが、
設計業務委託料の算定にあたっては計画面積とすることができる
- 建築物の類型 : 告示別添二による建築物の用途等の区分
- 床面積に基づく算定方法 : 積算要領及び通知による床面積に基づき業務量を算定する方法
- 図面目録に基づく算定方法 : 積算要領による基本設計の成果に相当する図面の目録に基づき改修設計業務の業務量を算定する方法
- 積上げによる算定方法 : 想定した業務量を積上げて算定する方法

5.2 工事等種別毎の算定方法

算定方法は(表-2)のとおりとする。

(表-2) 工事等種別毎の算定方法

工事等種別		設計	工事監理
新増築工事	① 著しく小規模なもの 〔告示の略算方法を使用できない範囲のうち小規模なもの〕	積上げによる算定方法 又は 床面積に基づく算定方法	
	② ①を除くもの(複合建築物含む)	床面積に基づく算定方法	
	③ 改修工事	積上げによる算定方法 又は図面目録に基づく算定方法	積上げによる算定方法
	④ 解体工事、プレハブ工事、補修工事、その他、床面積に基づく算定方法を用いることが適当でないもの 〔地域開発計画、住宅団地計画等の作成 特殊な調査、統計または測量等の業務〕	積上げによる算定方法	

5.3 床面積に基づく算定方法

業務人・時間数は次式により算定する。

$$\begin{aligned}
 (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\
 &\quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \times (\text{難易度係数による補正}) \\
 &\quad + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})
 \end{aligned}$$

複数棟の場合 : 複数の棟の設計業務、設計意図伝達業務又は工事監理業務を

委託する場合の業務

人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。

複合建築物の場合：各用途（類型毎）の状況により、次のそれぞれの算定方法を適用する。

ただし、これらの方法による算定結果が、各用途の単独建築物として算定した場合の業務人・時間数のうち、最も少ない用途の業務人・時間数よりも少なくなる場合は床面積に基づく算定方法を適用することは適切ではなく、他の適切な方法を用いる必要がある。

- ・主たる用途が明らかな場合
主たる用途の単一用途とみなして算定するものとする。
- ・複数用途が構造的に完全に区分可能な場合
それぞれの用途を別棟とみなし、複数棟の場合と同様に、用途ごとに算定したものを合計するものとする。
- ・複数用途が構造的に区分不可能で、それぞれ独立運用可能な場合
用途ごとに算定したものを合計した数値に（表－3）の複合化係数を掛けて算定するものとする。
- ・複数用途が構造的に区分不可能で、独立運用できない場合
（表－4）による床面積での加重平均の計算方法により算定した数値に、（表－3）の複合化係数を掛けて算定するものとする。

（表－3） 複合化係数

複合化係数	独立運用可能な場合			独立運用できない場合		
	総合	構造	設備	総合	構造	設備
設計	1.00	0.85	1.00	1.00	0.90	1.05
工事監理	0.95	0.75	0.80	1.05	0.70	0.70

（表－4） 複合建築物の場合における業務人・時間数の床面積での加重平均の計算方法

用途(類型)	床面積 単位：m ²	合計床面積で算定した業務人・時間数	総業務人・時間数
A (第○号第○類)	X	AS	$\frac{AS * X + BS * Y + CS * Z}{X + Y + Z}$
B (第□号第○類)	Y	BS	
C (第△号第×類)	Z	CS	
合計床面積	X + Y + Z		

(1) 設計業務の場合

ア. 一般業務に係る総業務人・時間数

委託業務に従事する技術者が、一般業務に含まれる業務の全てを行う場合に必要となる業務人・時間数とし、建築物の類型及び床面積に応じて積算要領別表 1-1 に掲げる係数を用いて次式により算定する。

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m²)

ただし、床面積の合計が積算要領別表 1-1 における適用規模の範囲外となる場合は、業務分野ごとに、算定対象の建築物と同一の類型における第 1 類と第 2 類それぞれの業務人・時間数を算定し、第 1 類による場合の算定値が第 2 類による場合の算定値を上回る場合は、(表-5) に掲げる類の算定値を採用する(第 2 類が存在しない第六号、第七号及び第十一号を除く)。

(表-5) 第 1 類と第 2 類の算定値が逆転する場合に採用する算定値

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号、第十号及び第十二号	第1類	第2類
第二号	第1類	第1類
第八号	第2類	第1類

イ. 対象外業務率

一般業務のうち委託業務に含まれない業務の割合をいい、(表-6) により算定する。

(表-6) 設計業務の対象外業務率の算定方法

業務内容の項目		業務細分率 A	受注者が行わない業務が占める割合 B	A × B
基本設計・ 実施設計 に関する業務	① 委託しない項目	告示に規定された標準業務の各業務項目が設計又は工事監理のそれぞれの標準業務量に占める割合 (積算要領別表 2-2 による)	1.0	A1 × B1
	② 設計図書の作成		標準図等をそのまま設計図書の一部に組み入れることができ業務量が低減できる場合など、実態に応じて設定する	A2 × B2
	③ ①、②を除く項目		実態に応じて設定する	A3 × B3
対象外業務率				Σ (A × B)

ウ. 建築物又は敷地等の難易度係数による補正

総合設計、構造設計、設備設計に係る業務量について、告示別添三第3項から第5項の各表のいずれかに該当する場合は、同表（ろ）設計の欄に掲げる倍数を当該業務人・時間数に乗じて補正する。ただし、建築物が複数の内容に該当する場合は、最も適切な難易度係数を1つ採用する。

エ. 追加業務に係る業務人・時間数

計画通知関係の手続き等を業務内容の実態に応じて算定する。なお、設計業務に関係して積算業務を委託する場合の、当該業務に係る合計業務人・時間数は下記に掲げるところにより算定することができる。

・積算業務の業務人・時間数

積算業務は次のとおりとする。

- ① 積算数量算出書の作成
- ② 単価作成資料の作成（内訳明細書の作成業務を含む）
- ③ 見積収集
- ④ 見積検討資料の作成

$$\begin{aligned}
 (\text{積算業務の業務人・時間数}) &= (\text{実施設計に係る業務人・時間数}^{\ast 1}) \\
 &\quad \times 0.2 \\
 &\quad \times (1 - \text{積算業務に係る対象外業務率}^{\ast 2})
 \end{aligned}$$

※1 : 5.3(1)ウによる補正は行わないものとする。

※2 : 積算業務に係る対象外業務率は(表-7)による。

(表-7) 積算業務に係る対象外業務率の考え方

業務内容の項目		業務細分率 A	受注者が行わない業務が占める割合 B	A×B
実施設計に係る 積算業務	1 積算数量算出書の作成	官庁施設の 設計業務等 積算基準等 の運用につ いて(通知) 内の(表3) 参照	委託しない項目については1.0とし、数量調書 等をそのまま使用でき業務量を低減できる場合 など、実態に応じて設定する。	A1×B1
	2 単価作成資料の作成			A2×B2
	3 見積収集			A3×B3
	4 見積検討資料の作成業務			A4×B4
対象外業務率				Σ(A×B)

(2) 設計意図伝達業務の場合

ア. 一般業務に係る総業務人・時間数

新築及び増築工事の場合、設計業務に準拠し算定する。

イ. 対象外業務率

一般業務のうち委託業務に含まれない業務の割合をいい、(表-8)により算定する。

(表-8) 設計意図伝達業務の対象外業務率の算定方法

業務内容の項目	業務細分率 A	受注者が行わない業務が占める割合 B	A × B
設計意図伝達に関する業務	告示に規定された標準業務の各業務項目が設計又は工事監理のそれぞれの標準業務量に占める割合 (積算要領別表2-2による)	実態に応じて設定する	A1 × B1
対象外業務率			$\Sigma(A \times B)$

ウ. 建築物又は敷地等の難易度係数による補正

設計業務に準拠する。

エ. 追加業務に係る業務人・時間数

業務内容の実態に応じて算定する。

(3) 工事監理業務の場合

ア. 一般業務に係る総業務人・時間数

設計業務に準拠し算定する。

イ. 対象外業務率

積算要領別表2-4により算定する。

ウ. 建築物又は敷地等の難易度係数による補正

工事監理業務について、告示別添三第4項又は第5項のいずれかに該当する場合は、同表(は)工事監理等の欄に掲げる倍数を当該業務人・時間数に乗じて補正する。ただし、建築物が複数の内容に該当する場合は、最も適切な難易度係数を1つ採用する。

エ. 追加業務に係る業務人・時間数

次に例示する事項などを考慮し業務内容の実態に応じて業務人・時間数を算定することができる。

- ① 建築と設備を別々に工事監理業務委託する場合
- ② 工区が分かれている場合

5. 4 図面目録に基づく算定方法

基本設計の成果に相当する図面等に基づいて図面目録を作成し、改修設計業務等を委託する場合に業務内容の実態に応じて算定する。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

算定方法は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ &+ (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 設計業務の場合

ア. 一般業務に係る業務人・時間数

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma \{ (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数}) \}$$

イ. 図面 1 枚毎の業務人・時間数

図面 1 枚 (841mm × 594mm (A 1 版) とする。) 毎の作成に係る業務人・時間数のことをいい、算定方法は次のとおりとする。

- ① 建築改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 12.540 \times (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数})$$

- ② 設備改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 9.357 \times (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数})$$

ウ. 図面 1 枚毎の換算図面枚数

イに掲げる式における「図面 1 枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げら

れた図面 1 枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

$$\begin{aligned} (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数}) &= 1 \times (\text{複雑度}^{\ast 1}) \\ &\quad \times (\text{CADデータの提供等により業務量低減} \\ &\quad \text{が図られる場合の影響度}^{\ast 2}) \end{aligned}$$

※ 1 : 「複雑度」は、積算要領 別表 2-1 により設定する。

※ 2 : 「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0 から 1 の範囲で、実情に応じて図面 1 枚毎に設定する。

エ. 追加業務に係る業務人・時間数

5. 3 (1) エに準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、設計業務に関して積算業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

$$\begin{aligned} (\text{積算業務に係る業務人・時間数}) &= 0.8872 \\ &\quad \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数}^{\ast})^{0.796} \end{aligned}$$

※ : 実施設計に係る業務人・時間数は、5. 4 (1) ウ「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を 1. 0 として算定する。

(2) 設計意図伝達業務の場合

改修工事の場合、一般業務に係る業務人・時間数の算定方法は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) &= (\text{総合に係る業務人・日/月数} \\ &\quad + \text{構造に係る業務人・日/月数} \\ &\quad + \text{設備に係る業務人・日/月数}) \\ &\quad \times \text{業務月数} \\ &\quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

5. 5 積上げによる算定方法

業務内容の実態に応じて算定する。

(1) 設計業務の場合

算定方法は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = & (\text{調査} \cdot \text{打合せ}) + (\text{図面作成業務}) + (\text{構造計算業務}) \\ & + (\text{積算業務}) + (\text{その他必要な業務}) \end{aligned}$$

標準図等により業務が軽減できる場合等や、次に例示する事項などを考慮し業務人・時間数を実態に応じて算定する。

- ① 設計内容が一般に比し著しく困難又は容易である
- ② 補助事業等により分割業務が多い
- ③ 調整業務に日時を要する

(2) 設計意図伝達業務の場合

算定方法は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = & (\text{実施設計の積上げによる一般業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) \\ & \times (\text{設計意図伝達に関する業務細分率の合計}) \\ & \div (\text{実施設計に関する業務細分率の合計}) \end{aligned}$$

(3) 工事監理業務の場合

次に例示する事項などを考慮し業務人・時間数を実態に応じて算定する。

- ① 監理内容が、一般に比し著しく困難又は容易である
- ② 現場作業上通常に比し時間外勤務が多い

6. 端数処理

設計業務等委託料の算定において、金額及び数量の端数は次のとおり処理する。

- ① 直接人件費　：千円未満切り捨てとする
- ② 諸経費・技術料等経費・特別経費　：千円未満切り捨てとする
- ③ 床面積　：整数とし、小数点以下切り捨てる
- ④ 総業務人・時間数　：整数とし、小数点以下切り捨てる
- ⑤ 直接人件費単価（円／時間）　：小数以下1桁までとし、以下切り捨てる
- ⑥ 対象外業務率　：小数以下2桁までとし、以下切り上げる
- ⑦ 業務月数：小数以下2桁までとし、以下切り捨てる

附 則

この基準は、平成22年4月1日以降契約分から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日以降契約分から適用する。

附 則

この基準は、令和3年11月1日以降契約分から適用する。